

# 岐阜県公報

## 目次

告示

道路の区域変更  
洪水浸水想定区域の指定

公示

土地改良事業の工事の完了  
土地改良区役員の退任及び就任

(道路維持課) 五九一  
(河川課) 五九一

(農地整備課) 五九三  
(西濃農林事務所) 五九三

## 告示

岐阜県告示第四百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年九月十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更	敷地の幅員	延長	備考
県道	美濃川	美濃市三和町 岩瀬戸二二五番 三和町三和 三和町三和	区域の変更	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		美濃市三和町 岩瀬戸二二五番 三和町三和 三和町三和	別前	三・五 一・三・七	一五・〇	
		同市同町 同市同町 同市同町 同市同町	後	六・〇 一・六・六	一五・〇	
		先まで				

岐阜県告示第四百三十八号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により庄内川水系庄内川(土岐川)に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定によ

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成三十年九月十一日

第二千九百八十号  
平成三十年九月十一日

(火曜日)

り告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県多治見土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

庄内川水系土岐川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成二十年岐阜県告示第百八十九号）は、廃止する。

平成三十年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第四百二十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系伊自良川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系伊自良川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成十八年岐阜県告示第八十六号）は、廃止する。

平成三十年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第四百四十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系鳥羽川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系鳥羽川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成十七年岐阜県告示第五百四十九号）は、廃止する。

平成三十年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第四百四十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系板屋川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系板屋川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成二十年岐阜県告示第五百三十二号）は、廃止する。

平成三十年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第四百四十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系犀川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜県大垣土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系犀川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成二十年岐阜県告示第五百二十九号）は、廃止する。

平成三十年九月十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第四百四十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系貫川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四

号)第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。  
 なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県土木整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系系貫川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示(平成二十年岐阜県告示第五百三十一号)は、廃止する。

平成三十年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	(揖斐谷汲地区)	平成三〇・五・二八

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年九月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	土地区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
檜保北部 土地改良区	土地区名	平成三〇・八・二六	理事	衣斐弘道	安八郡輪之内町檜保 二二九九番地
				服部勝弘	二四八一番地
				衣斐勇一	二二九六番地
				服部賢治	二四六四番地
				片野隆美	一七〇四番地
				田谷弘幸	二四八三番地
				棚橋秀雄	二二二七番地
				田中重明	一七二三番地
				服部光雄	二四六〇番地の一
				田中守	一八六七番地の一
				西松敏夫	二七〇〇番地
				田中幹夫	三四一九番地
				近藤英一	二二三四番地
				服部富士雄	二四四五番地
				服部義明	二五一四番地の一
				衣斐吉孝	二四七四番地
				片野千秋	一六六一番地の一
				而松勝典	二七〇九番地の一
				片野勝宏	一六四三番地の四
				服部繁弘	二四五九番地の一
			田中哲也	一七二一番地	
			西松隆	一一四五番地の一	
			浅野信一	一七一七番地	
			田中厚子	一六六四番地	

就任した役員

土良地区  
改定  
年月日  
平成  
三〇・八  
三

役名	氏名	住所
理事	衣斐弘道	安八郡輪之内町檜俣 二二九九番地
同	服部勝弘	二四八一番地
同	衣斐勇一	二二九六番地
同	服部賢治	二四六四番地
同	片野隆美	一七〇四番地
同	田谷弘幸	二四八三番地
同	棚橋秀雄	二二二七番地
同	田中重明	一七二三番地
同	服部光雄	二四六〇番地の一
同	田中守	一八六七番地の一
同	西松敏夫	二七〇〇番地
同	田中幹夫	三四二九番地
同	近藤英一	二二三四番地
同	服部富士雄	二四四五番地
同	服部義明	二五一四番地の一
同	衣斐吉孝	二四七四番地
同	片野千秋	一六六一番地の一
同	片野勝典	二七〇九番地の一
同	西松勝典	一六四三番地の四
同	片野勝宏	二四五九番地の一
同	服部繁弘	一七二二番地
同	田中哲也	一一四五番地の一
同	西松隆	一七一一番地
同	浅野信一	一七一一番地

同 田中厚子 同

一六六四番地

平成三十年九月十一日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社